

自立支援医療（精神通院）の申請

- * 精神疾患による入院中は新規・再開の申請ができません。
- * 「更新申請」は有効期限の3か月前からできます。有効期限を過ぎると「更新申請」ではなく「再開申請」となります。「再開申請」の場合は診断書が必要になり、自立支援医療は受理した日から有効となります。
- * 葛飾区では受給者証送付時のご案内以外、更新時期のお知らせは行っておりません。ご自身で更新時期を確認いただき、申請窓口へ書類を取りに来ていただくか郵送での取り寄せを行ってください。

必 要 書 類

1. 自立支援医療費（精神通院）申請書

医療機関・薬局は指定制です。名称、所在地、電話番号をご確認ください。

2. 自立支援医療診断書（精神通院）※診断書の使用期限は、診断書記載日より3か月間です。

医師に書いていただく書類です。更新申請の場合、診断書の提出は2年に1回必要となります。
診断書の要不要は、受給者証左上部に記載がありますのでご確認ください。

また、精神障害者手帳と自立支援医療の申請を同時に行い、精神障害者手帳用診断書をお持ちの方は不要です。ただし、「重度かつ継続に関する意見書」を追加でご提出いただく場合があります。

3. 健康保険の資格確認書類（別紙資料をご確認ください）

ご加入の健康保険	必要な資格確認書類
葛飾区の国民健康保険・葛飾区の後期高齢者医療	受診者分
国民健康保険組合・葛飾区以外の国民健康保険・葛飾区以外の後期高齢者医療	同一世帯の加入者全員分
社会保険・共済	受診者分
生活保護	生活保護受給証明書

→※住民票上の世帯ではなく、同一の健康保険に加入している世帯員を「同一世帯」とする
※受診者が未成年の場合は保護者の資格確認書類の写しも必要。

4. 世帯の住民税が確認できる書類

ご加入の健康保険	必要な方	必要な書類
国民健康保険 後期高齢者医療 国民健康保険組合	同一世帯の加入者全員分 （18歳未満の方は不要）	住民税課税証明書 住民税非課税証明書 （源泉徴収票は使えません）
社会保険 共済	被保険者分 （被保険者が非課税の場合は受診者分も必要 ただし18歳未満の方は不要）	

- * 前年（または前々年）1月1日時点で葛飾区に住民票のあった方は提出不要です。
また、申請日の前日時点で葛飾区に住民票があり、1月1日時点で・飾区外に住民票があった方も、「9、世帯調書」の提出があれば、マイナンバーによる情報連携で住民税額を把握できるため、提出不要です。
但し、未申告等の理由により住民税が確認できない場合、「世帯の住民税が確認できる書類」のご提出を依頼する場合があります。

5. 国保受給者証交付申請書

葛飾区の国民健康保険にご加入で、住民税非課税世帯の方のみ対象となります。

6. （新規以外の方）現在交付を受けている自立支援医療受給者証・国保受給者証

👉 裏面もご覧ください。

7. 本人確認書類

本人（本人以外が申請窓口に来る場合、申請に来る方の分を含む）の身分証が必要です。身分証の種類によって、1点又は2点で確認させていただきます。

【1点で確認】

「写真付き」で「氏名・住所」または「氏名・生年月日」が確認できるもの

（例）マイナンバーカード、免許証、写真付きの障害者手帳、パスポート、在留カード 等

【2点で確認】

「写真なし」で「氏名・住所」または「氏名・生年月日」が確認できるもの

（例）生活保護受給証明書、写真なしの障害者手帳、年金手帳 等

8. （代理人が申請する場合）代理権の確認書類

任意代理人の場合 ⇒ 「委任状」

法定代理人の場合 ⇒ 「成年後見の登記事項証明書など代理権が確認できる書類」

9. 世帯調書

税額確認が必要な方のうち、前年（または前々年）1月1日時点は・飾区外に住民票があり、「4世帯の住民税が確認できる書類」をお持ちでない方のみ対象となります。

10. 現住所確認書類の写し

本人確認書類に記載の住所と現住所が異なる方のみ必要です。

（例）賃貸借契約書、火災保険の証書、施設の入所契約書、住民票の写し、生活保護受給証明書 等

11. 同意書兼申告書

郵送での申請をする方はご覧ください

- * 郵送申請の場合、申請日は当課受理日となります。投函日ではありませんのでご注意ください。
- * 郵送申請の際は、「**本人確認書類**」は**コピーの同封**をお願いします。
- * 郵便事故に関しての責任は負いかねますので、書類郵送の際は「**簡易書留**」の利用をお勧めします。

問い合わせ

- * 飾区健康部保健予防課

☎03（3602）1274

- * 東京都立中部総合精神保健福祉センター

☎03（3302）7871 … 自立支援担当

☎03（3302）7739 … 手帳担当

申請窓口（郵送での申請は、健康部保健予防課へお願いします）

- * 飾区健康部保健予防課

〒125-0062 ・飾区青戸4-15-14 ☎03（3602）1274

- * 金町保健センター

・飾区金町4-18-19 ☎03（3607）4141

- * 新小岩保健センター

・飾区西新小岩4-33-2（にこわ新小岩） ☎03（3696）3781

- * 水元保健センター

・飾区東水元1-7-3 ☎03（3627）1911

- * 高砂区民事務所

・飾区高砂3-1-39 高砂地区センター内 ☎03（3659）3336

- * 堀切区民事務所

・飾区堀切3-8-5 堀切地区センター内 ☎03（3693）4184

健康保険の資格確認書類について

別紙

令和6年12月2日以降、健康保険証の利用登録が行われたマイナンバーカード（マイナ保険証）を基本とする仕組みになることに伴い、自立支援医療に関する手続きの添付書類として「健康保険証の写し」について、次の通り変更します。

マイナ保険証をお持ちでない方 次のうち、どちらか1点

(1) 現行の健康保険証の写し

(令和8年3月までは提出書類として有効です。)

(2) 資格確認書の写し

マイナ保険証をお持ちでない方を対象に、加入している医療保険者から交付されるもの。記載内容は、現行の健康保険証と同じものになります。

資格確認書 (イメージ)

○ 〇 都 道 府 県	有効期限	年 月 日
国民健康保険	発給期日	年 月 日
資格確認書		
記号	番号	(枝番)
氏名	性別	
生年月日	年 月 日	負担割合 制
適用開始年月日	年 月 日	
交付年月日	年 月 日	
世帯主氏名		
住所		
保険者番号		
交付者名		印

※形式や交付時期などは、加入している保険者によって異なります。

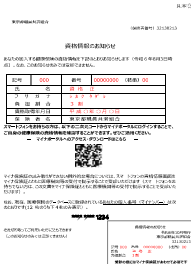
資格確認書が届いたら
必ず保管してください

マイナ保険証をお持ちの方 次のうち、いずれか1点

(1) 現行の健康保険証の写し

(令和8年3月までは提出書類として有効です。)

(2) 資格情報のお知らせの写し



記号・番号・枝番、氏名、
資格取得日、保険者番号、保険者名称
がすべて表示されているもの
※受診者が被保険者ではない場合、被
保険者分も必要になります。

(3) マイナポータルから確認できる「資格情報画面」のスクリーンショットを印刷したもの

〈資格情報画面の確認方法〉



- ① マイナポータルにログイン後、トップページの「健康保険証」を選択。
- ② 健康保険証についての資格情報が表示されます。
- ③ 表示された「資格情報画面」をそのまま印刷。

記号・番号・枝番、氏名、生年月日、
資格取得日、被保険者氏名（世帯主氏名）、
本人・家族の別、保険者番号、保険者名称

がすべて表示されているもの